



伊豆中南部地域 半島振興計画

写真：「令和5年度西伊豆町ふるさと
フォトコンテストふるさと部門グランプリ」

令和8年3月
静岡県

伊豆中南部地域半島振興計画 目次

第1 基本的方針

1 地域の概況.....	1
2 現状及び課題.....	3
(1) 人口等.....	3
(2) 就業構造.....	3
(3) 交通・通信.....	4
(4) 観光・交流.....	6
(5) 環境保全.....	7
(6) 農林水産業等.....	7
(7) 生活環境.....	9
(8) 医療・福祉.....	10
(9) 教育・文化.....	11
(10) 防災・減災.....	12
3 振興の基本的方向及び重点とする施策.....	13
(1) 振興の基本的方向.....	13
(2) 重点とする施策.....	13

第2 振興計画

1 交通通信ネットワークの整備.....	16
(1) 道路ネットワークの整備・強化.....	16
(2) 港湾の機能強化	16
(3) 生活交通の確保	17
(4) 通信施設の整備等.....	17
2 伊豆半島地域の観光活性化.....	18
(1) 観光振興の推進.....	18
(2) 自然環境の保全及び再生.....	19

3	移住、定住等の促進.....	19
	(1) 移住・定住・関係人口の拡大促進.....	20
	(2) 住環境の整備による移住・定住等の促進.....	20
4	農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興.....	20
	(1) 農業の振興.....	21
	(2) 林業の振興.....	21
	(3) 水産業の振興.....	22
	(4) 地域資源等の活用による産業振興等.....	22
	(5) 雇用機会の拡充、職業能力の開発、その他の就業の促進.....	22
5	生活環境の整備.....	23
	(1) 生活排水・廃棄物処理・水道施設の整備.....	23
	(2) 水資源の開発及び利用	23
	(3) 安全に暮らせる地域づくり	23
6	医療・福祉の充実.....	24
	(1) 医療の確保等.....	24
	(2) 介護サービス及び障害福祉サービスの確保.....	25
	(3) 高齢者及び児童の福祉の増進.....	25
7	教育及び文化の振興.....	26
	(1) 教育の振興.....	26
	(2) 文化・スポーツの振興.....	27
8	防災・減災体制の強化.....	27
	(1) 地震・津波・火山防災対策.....	27
	(2) 風水害・土砂災害対策.....	28
	(3) 地域の防災力の強化.....	29
9	その他指定半島地域の振興に関する事項.....	29
	(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等.....	29
	(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮... 30	

第3 半島振興計画の達成状況の評価

第1 基本的方針

1 地域の概況

伊豆中南部地域は、3市5町（下田市、伊豆市、沼津市（戸田地区）、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）で構成されている。面積は982.24 km²（県内比12.6%）あり、人口は81,506人（県内比2.3%）で、人口密度は83.0人/km²である。

本地域は、三方を駿河湾、太平洋、相模湾に囲まれ、地域中央を南北に天城山系の山々が連なっている。地域の81.4%（沼津市戸田地区を除く）は森林が占めていて、平地部分は海岸や中小河川に沿った一部地域に限られており、農地は5.6%、住宅地は2.4%にとどまっている。一方で、約200kmの海岸線には5つの港湾と28の漁港があり、港が地域の拠点の役割も果たしている。

気候は、総じて温暖で多雨である。沿岸部は年平均気温が16～17度で温暖であるが、天城山周辺は冬に雪が積もることもあり、場所によって特徴が異なる。また、地域の沿岸部等は「富士箱根伊豆国立公園」に指定されているほか、西伊豆町・松崎町・南伊豆町の「伊豆西南海岸」は国の名勝に指定されており、貴重な自然や景観が残っている。

経済は、歴史的に豊かな森林を生かした林業と、三方を海に囲まれて漁業が支えており、温暖な気候から柑橘類や花卉類の栽培も盛んである。交通網の整備によって首都圏からアクセスが向上し、1970年代頃から観光客が増加して地域経済を牽引するようになったが、バブル経済が崩壊したことで観光需要が縮小し、さらに、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ観光客数は、まだ、回復途上にある。

伊豆中南部地域の構成市町

市町	面積 (k m ²)	人口 (千人)
下 田 市	104.38	18.2
伊 豆 市	363.97	25.8
沼津市の一部 (旧戸田村地域)	34.92	2.3
東 伊 豆 町	77.82	10.6
河 津 町	100.69	6.1
南 伊 豆 町	109.94	7.1
松 崎 町	85.11	5.3
西 伊 豆 町	105.41	6.1
計 (3 市 5 町)	982.24	81.5

(資料名) 面積：国土交通省国土地理院

令和7年「全国都道府県市区町村別面積調」

人口：静岡県企画部統計活用課

令和7年「静岡県市町別推計人口」

2 現状及び課題

(1) 人口等

ア 人口

伊豆中南部地域の人口を市町別推計人口（2025 年 4 月時点）でみると、全体では 81,506 人で、県内人口の 2.3% を占めている。10 年前に比べて△20,402 人（△20.0%）減少し、県内人口比率は 10 年前から 0.5 ポイント低下した。

年齢別人口を 2020 年の国勢調査でみると、全体で 90,183 人のうち、65 歳以上の老年人口は 40,838 人と、高齢化率は 45.4% で県平均の 30.2% を 15.2 ポイント上回っていて、人口減少と高齢化が同時に急速に進んでいる。日本全体で進行している現象であるとはいえ、本地域は開発が可能な平地部分が少ないことから、人口増加につながるような新たな取組を打ち出しにくいなど、本地域の成長・発展を制約する要因になっている。

また、本地域には高等教育機関がないことから大学等に進学するためには本地域を離れなければならない。就職する場合でも、産業構造的に業種や職種の選択肢が限られるため、進学や就職のタイミングで若い世代が本地域から離れるケースが多い。

イ 域内総生産

本地域の 2022 年度の総生産額（沼津市戸田地区を除く）は 2,889 億円で、県内比率 1.6% である。10 年前（2012 年度）には 2,983 億円を創出していたが、△94 億円（△3.1%）減少している。新型コロナウイルスの影響で経済活動が制約されていたこともあるが、人口比率（2.3%）に対し総生産額の比率は低い状況にある。

(2) 就業構造

就業人口を 2020 年の国勢調査でみると、第 1 次産業が 3,244 人（7.6%）、第 2 次産業が 6,968 人（16.3%）、第 3 次産業が 32,220 人（75.4%）で、第 3 次産業の従事者が圧倒的に多い。10 年前に比べると、第 1 次産業と第 3 次産業の割合が減り、第 2 次産業が増加しているが、基本的な構成に変化はみられない。

総生産額と比較すると、総生産額の比率（1.9%）に対し、第 1 次産業の就業人口（7.6%）の比率が高いことから、第 1 次産業の生産性に課題がある。一方、第 3 次産業の就業人口（75.4%）は総生産額の比率（84.2%）よりも小さく生産性が高いと考えられる。こうした状況から推察すると、第 1 次産業は、機械化や I T 化、D X などによって生産性を高め、新たな付加価値を生み出す余地があると考えられる。

ア 道路

道路は、本地域の交通で基幹的な役割を果たしている。伊豆半島の東海岸を通る国道 135 号、中央を通る国道 414 号、西海岸を通る国道 136 号、この 3 本の国道が本地域の人流と物流を支えている。3 本の国道以外には、地域間を結ぶ県道が整備されているが、いずれも地理的・地形的な制約から道幅の狭い箇所が散見され、鋭角なカーブもあるため、夜間や悪天候時などは運転の危険度が増しやすい。また、観光が地域経済を支えているため、夏場の繁忙期や週末の繁忙日は、域外からの観光客の車が増加するため、観光スポット周辺や特定の交差点、山あいのカーブが多い箇所などは渋滞が発生しやすい。

地域中央では、高規格道路である伊豆縦貫自動車道の整備が進められており、2019 年には天城北道路、2023 年には河津下田道路の一部が先行して開通し、終点・下田市までのアクセスが向上した。

イ 港湾

本地域には、下田港、手石港、松崎港、宇久須港、土肥港の 5 つの港湾がある。このうち、旅客向けの定期航路が開設されている港は、下田港と土肥港の 2 港である。航路としては、土肥―清水間を結ぶ「駿河湾フェリー（1 日 3 往復）」と、下田―伊豆諸島を結ぶ「フェリーあぜりあ（週 6 往復）」がある。駿河湾フェリーは、土肥―清水間を約 90 分で結んでいるが、天候による欠航リスクや、設備・船体の故障などから利用者数が伸び悩んでいる。フェリーあぜりあは、東京・竹芝から伊豆諸島へ向けて、1 日 2 便（大型客船と高速ジェット船）の運航がある。このほか定期航路ではないが、下田・石廊崎・堂ヶ島では、観光客向けに遊覧船が運航されている。

ウ バス

住民や観光客の移動を支える路線バスは、人口減少や高齢化の進展に伴う利用者の減少や運転手不足により、路線の廃止や減便が発生することで利便性が低下して利用者がさらに減少する悪循環に陥っており、バス路線が空白となる地域が拡大する傾向にある。各市町では民間事業者が撤退した地域に自主運行バスを走らせることで住民の移動手段の確保に努めている。一部地域では、公共ライドシェア等やデマンド交通の可能性を検討する実証実験が行われるなど、交通空白解消に向けた取組が行われている。

エ 鉄道

鉄路は、東海岸を走る伊豆急行（地域内：伊豆大川－伊豆急下田（10 駅）、24.8 km）と、中央部を走る伊豆箱根鉄道（地域内：牧之郷－修善寺（2 駅）、1.2 km）がある。伊豆急行は J R 熱海駅、伊豆箱根鉄道は J R 三島駅と、いずれも新幹線駅につながっており、観光客を呼び込むルートにもなっている。一方で、地域内 12 駅中の 7 駅が終日無人駅であることから普段の乗降客は必ずしも多くなく、駅からのバスやタクシーなどの二次交通で繋がっていない駅も散見される。しかし、自家用車がない住民にとっては、距離が離れた高校への通学や、専門の診療科がある大きな病院へ通院する移動手段の一つになっており住民にとって欠かせない交通機関になっている。

オ 情報通信基盤

情報通信基盤は、2023 年度末の F T T H（光ファイバーケーブルを利用したインターネット回線サービス）の世帯カバー率が松崎町で 88.5%と 90%を下回るが、沼津市戸田地区を除く 2 市 4 町は 90%を上回っていて、高速通信の環境は概ね整っている。また、情報通信の主流となりつつある無線通信に関しては、携帯電話の 4 G 規格は幹線道路沿いエリアで利用可能となっている。4 G 規格よりも通信速度の速い 5 G 規格は携帯電話会社によって整備エリアに差はあるが、住民や事業所の集積の厚いエリアで利用できる環境が整いつつある。通信インフラに関しては民間事業者が整備しているため需要を見込むことができれば整備が進む可能性は高く、各市町で地域の I T 化やデジタル化を推進して通信インフラ整備を後押しすることが期待される。

カ その他

空路に関しては、本地域に飛行場はない。なお、災害時にヘリコプターが離着陸することを想定した場所はあるが、いずれも一般利用は想定しておらず、公共交通機関としては使われていない。

伊豆中南部地域は、国内の主要な国土軸である西日本国土軸（仮称、いわゆる太平洋ベルト地帯）からは離れている。最も近い伊豆市は直線距離で 15 km ほど（自家用車で 30～40 分）、最も遠い南伊豆町は直線距離で 50 km ほど（自家用車で約 120 分）の距離がある。このため、西日本国土軸に近い伊豆の国市や函南町に比べると、経済や産業に関する集積は相対的に薄く、アクセスに不可欠な道路も災害によって寸断されるリスクを内包している。特に近年は、気象災害が頻発しており、本地域を支える伊豆縦貫自動車道や 3 本の国道も土砂災害などで長期にわたって不通になる可能性がある。このような状況から、33 港ある港湾や漁港を使った海路での移動等を検討しておく必要がある。

ア 観光

本地域の主力産業の1つである観光業について、宿泊施設は1,433軒（沼津市戸田地区を除く）のうち822軒（57.4%）が民宿に区分される小規模な施設が占める。以前から繁忙期である夏期のみ営業する民宿も一定数あり、通常期や閑散期の稼働率は低い傾向がある。

観光客の動きをみると、2024年度の宿泊客数は288万人（沼津市戸田地区を除く）と県内14.8%を占めているが、10年前に比べると△46万人（△13.8%）少なく、コロナ禍からの回復途上にある。日帰り客に相当する観光レクリエーション客は663万人（沼津市戸田地区を除く）と県内の5.5%を占めているが、10年前に比べて△131万人（△16.5%）減少している。

また、ビザの発給要件緩和や円安、新興国の経済発展などにより、訪日外国人旅行者が増加している。

本地域の特徴として、宿泊客の県内比率に比べて観光レクリエーション客の県内比率が9.3ポイント少ない。地理的に新幹線駅や新東名高速道路等から1～2時間ほど南下しなければならず、熱海市や伊東市、伊豆の国市などに比べて日帰り客が少ないとみられる。

本地域は、沿岸部等が「富士箱根伊豆国立公園」に含まれ、西伊豆町・松崎町・南伊豆町の海岸線は国指定名勝の「伊豆西南海岸」に指定されており、美しい自然環境や景観に配慮しながら、観光客の受入れを行っていく必要がある。こうした、ありのままの自然と、地域独自の食、歴史文化資源などを組み合わせた体験型観光に適した地域でもある。

また、本地域を含む「伊豆半島」は、火山活動や地殻変動などによって成り立った世界でも類を見ない地形であることが評価され、2018年にユネスコ世界ジオパークに認定された。この「伊豆半島ジオパーク」は、伊豆半島全体の持続的な発展に貢献することを目的として活動している（一社）美しい伊豆創造センターにより管理運営されており、特異な成り立ちを反映した自然風景や文化・生態系を有していることから、伊豆半島における観光地域づくりの貴重な資源の一つとなっている。

イ 交流

本地域は、1年間に延べ1,000万人近い観光客が訪れており、一部では地元事業者が提供するグリーン・ツーリズム（農業体験）やブルー・ツーリズム（漁業体験）などに象徴される体験型コンテンツを介して、地元の事業者や住民と親交を深めるケースが出てきている。体験型コンテンツの参加者が交流人口（関係人口）として交流を深めるには、何度も本地域（体験型コンテンツ）を訪れてもらうことが求められる。収穫体験も単発イベントに終わらせず、種まきや草取りなどの過程をコン

テント化することが必要になる。

(5) 環境保全

ア 環境保全・再生

本地域の沿岸部等は富士箱根伊豆国立公園に指定されており、伊豆西南海岸も国指定名勝であり、豊かな生物多様性の魅力とその保全の重要性について、自然とふれあい、身近に感じられる機会を創出し、自然との共生を推進することが重要である。具体的には、手入れ不足による森林の荒廃や、森林所有者、境界が不明な森林が増加する中で、水源涵養や生物多様性の保全などの公益的機能を維持・増進させるため、森林の適切な整備と保全が欠かせず、持続可能な社会を実現していくためには、環境と経済の両立を図るとともに、環境問題に対する理解を深めていくことが求められている。

イ 再生可能エネルギー

エネルギーの地産地消や、地域企業によるエネルギー関連産業への参入を促進し、地域経済の持続的な成長につなげることが重要であり、再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。本県では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、産業・業務部門への脱炭素経営支援や、家庭部門の省エネ促進などの県民のライフスタイルの転換を推進しているほか、森林の有する二酸化炭素の吸収、炭素貯蔵の機能を持続的に発揮させるために、適切な管理や保全を通じて吸収源対策を着実に推進することが必要になっている。

環境や景観、地域との共生という課題はあるものの、本地域は、温泉地であることから地熱（温泉熱）発電や、豊かな森林資源を活用したバイオマス発電、天城山系に降る雨を小水力発電に活用するなど、土地柄を生かした再生可能エネルギーの活用の可能性を探る余地がある。

(6) 農林水産業等

ア 農業

農業では、消費者ニーズや流通体系の多様化が進む中、需要に対応した効率的な生産体制の構築や、スマート農業など先端技術の導入による生産性の向上が求められている。本地域は温暖で降水量に恵まれているが、平坦で農業に適したまとまった土地が少なく、効率的な生産体制の構築や、スマート農業の取組は積極的に行われていない。

古くから農業に適した土地は限られていたが、土地の特性を生かして柑橘類や花

卉類、特用林産物のわさびやしいたけ、たけのこなどの栽培が行われているほか、酪農も行われている。近年は、シカやイノシシなどによる被害が発生しており、鳥獣被害防止の取組や捕獲した鳥獣類の活用が行われている。

イ 林業

林業では、地域の森林資源が本格的な利用期を迎える中、デジタル技術の活用による生産性の向上や県産材製品の需要拡大を通じて、豊かな森林資源の循環利用が求められている。

本地域の行政面積（沼津市戸田地区を除く、2022 年度）は 94,732ha であり、そのうち 77,096ha（81.4%）が森林を占める。森林のうち民有林は 60,383ha（78.3%）で、林道は 1,027 km 整備され、林内道路密度は 17.0m/ha（県平均 17.5m/ha）となっている。本地域北部では広葉樹を用いた原木しいたけ栽培が盛んで、道の駅では、原木しいたけが販売されている。

ウ 水産業

水産業では、海洋環境の急激な変化などで不漁となる魚種もある中、持続可能な水産業の構築に向けて、新たな漁業所得の確保や環境変化に対応した資源回復が重要な課題となっている。

本地域には漁港が 28 港あり、主に沿岸漁業が行われている。域内には 459 の漁業事業者がおり、キンメダイやイセエビ、アワビ、テングサなどを獲っている。販売金額は 100 万円未満が 49.4% で経営規模は小さい。一方、販売金額 1,000 万円超は 6.8%、1 億円超は 8 事業者（1.7%）にとどまっている。種苗放流や魚礁の設置など、水産資源の回復に向けた取組が行われているが、水温の上昇など、漁業者がコントロールできない要素もあり、養殖などによる安定生産の可能性を検討することが求められる。

また、本地域には海産物を加工する業者も点在する。10 年ほど前までは店頭や自前の EC サイトなどに販路が限られていたが、近年はふるさと納税の返礼品としても、全国に向けて干物や煮付けを提供できるようになった。

エ その他

農林水産業に共通して、次世代事業者（経営者、従業員）の確保は深刻な問題となっている。第 1 次産業を営む経営体が事業を中止すると、特に農地と漁場は、短い期間で荒廃し、簡単には原状復帰させることが困難である。

オ 就業

本地域は、大学進学タイミングで地元を離れる学生が多く、Uターンすることなく、そのまま首都圏などの都市部の企業に就職してしまうケースが多い。地域の普通高校から大学に進学して農業や漁業などの知識や技術を身に付けても大手企業に就職してしまう学生も多く、地域産業の発展に結びつかないケースもある。

(7) 生活環境

ア 移住・定住

移住・定住に関しては、地方移住に関心を持つ東京圏在住者等が増加する中、本地域が移住先に選ばれるためにも暮らしやすさを維持しつつ、地域の魅力を情報発信するとともに、移住検討者のニーズに合わせた支援の充実が必要になる。

本地域では、市町による移住相談窓口の設置や空き家情報の提供、体験イベントの開催、地域コミュニティや先輩移住者との接点の提供などを行い、移住を促進している。一方で、人口減少に伴って日常生活において不便を感じる場面も増えている。特に、民間が事業を展開している部分では需要減少に伴う収益悪化によって事業を縮小・撤退するケースも散見されるようになっており、生活環境の維持に配慮することが求められる。

イ 二地域居住

本地域では、人口減少や高齢化が進展しており、二地域居住者をはじめ、地域外から継続的に関わる人材は、地域を支える人材の切り札として期待されている。

地域外の人材が住民と協働することにより、地域の発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待される。

ウ 生活環境

本地域は、半島という地理的・地形的な制約から社会資本整備が都市部よりも遅れていたり、人口が少ないために都市的サービスの提供が少ないなど、都市部に比べて不便を感じる部分も多い。

ごみ処理施設や上下水道施設などは老朽化が進んでおり、改修などによる長寿命化の取組が行われているが、早晚、施設の寿命が到来した時には受益者が減少しており、地域や住民の負担が増す可能性が高い。

また、人口減少（人口流出）によって空き家が増加している。親が亡くなり相続した子ども（所有者）が地域外に住んでいるケースでは、庭などの管理などが適切

に行われず、景観を悪化させるなどの問題が懸念されている。

(8) 医療・福祉

ア 医療

本地域には、重篤な傷病者や生命の危険に瀕している患者に対して 24 時間体制で高度な専門医療を提供する 3 次救急医療機関がなく、該当する傷病者は伊豆の国市にある順天堂大学医学部附属静岡病院などへ搬送する必要がある。また、賀茂地域においては、2025 年 2 月から地域で唯一分娩可能だった診療所が分娩取扱を終了した。以前から専門的な診療が受けられる病院・診療所が少なく、高度専門的な外科的治療（開胸手術等）や心臓カテーテルによる治療等に関しては、伊豆中南部地域では対応が困難であるため、隣接地域の病院との連携により対応している。

また、医師や看護師の確保も難しくなっている。

こうした医療環境を踏まえると、本地域の住民がフレイル（加齢などにより心身の機能が低下し、要介護となる危険が高まった状態）になることを予防する取組の必要性が高まっている。

イ 福祉（高齢者、障害、児童）

本地域の高齢化率は 2020 年時点で 40%を超えており、西伊豆町と沼津市戸田地区は 50%を超えている。

一人暮らしの高齢者が地域で生活していくためには自助や共助だけでは不十分である。住民相互の支え合いである互助活動も推進されているが、過疎化や高齢化による担い手不足などの課題がある。そのため、公助に対するニーズが高まっているが、財政的にも人材的にも厳しいためすべての要望には応えきれていない。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を深化・充実を図ろうとしているが、本地域には各分野の専門人材が不足しており、まだ環境は整っていない。

2024 年 3 月には、本地域共同で、「賀茂地区障害者計画」「賀茂地区障害福祉計画」「賀茂地区障害児計画」を策定した。障害者福祉に関しては、対象者も福祉事業者も広範囲に点在している。一方で、提供されるサービスは偏在しているという問題がある。障害者の“8050 問題”も顕在化してきており、新たな対応が求められている。

児童福祉に関しては、政府がこども家庭庁を設置して新たな枠組みへの移行が進んでいる。従来の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が求

められている。すでに、河津町と伊豆市では移行しているが、東伊豆町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町では、設置に向けて準備が進められている段階である。

ウ 介護

高齢者が多く、介護需要も増えている。しかしながら、介護サービス事業者は人材の確保に苦慮しており、高齢スタッフが介護しているケースも散見される。また、介護サービスを受ける人が地域に点在しているため、訪問介護で自宅を訪れる時や、通所介護の送迎時の移動が負担になっている事業者もある。

高齢者のみ世帯（高齢者一人暮らし世帯を含む）が増えており、介護だけでなく、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムによって支える必要性が高まっている。

（９）教育・文化

ア 教育

学校教育については、園児や児童、生徒の減少を受けて、各市町で幼稚園・保育園・こども園、小学校、中学校について、それぞれの統合が検討されており、すでに統合を実施した市町も出てきた。将来的な園児・児童・生徒の人数は人口推計から予測できることや、既存の校舎や設備、備品の更新、教職員の確保、複式学級の回避などの課題もあり、ここ 10 年ほどで議論が進んでいる。また、放課後児童クラブの運営や部活動の地域移行など、地域で対応が求められていることは多い。本地域には、4 つの高校と 2 つの分校があるが、大学などの高等教育機関はない。一方で、各市町では大学と連携協定を結んでいるケースがある。

イ 文化

文化に関する取組では、文化財保護法の改正もあり、本地域の歴史文化について、保存重視から保存と活用を両輪とした取組へと変わろうとしている。歴史や文化に精通している人材の高齢化が進む一方で、進学や就職のタイミングで若手が転出してしまい、継承に課題が生じているケースもある。

本地域は、「伊豆の踊子」「天城越え」など有名作品の舞台にもなっており、1997 年から静岡県が伊豆文学フェスティバルを開催して新たな文学や人材を見い出す取組を 28 年にわたって行っている。

ア 過去の災害

本地域は、1958 年の「狩野川台風」、1961 年の「第 2 室戸台風」などで被害を受けたほか、天城山は年間 4,000 mm 以上の降雨があり、何度も風水害に直面してきた。また、1974 年の「伊豆半島沖地震」や 1978 年の「伊豆大島近海地震」では、住宅が全壊する被害が起きており、2009 年の「駿河湾地震」では伊豆市で震度 6 弱を記録している。

イ 防災

本地域は、南海トラフ地震で震度 6 弱以上の地震と高さ 3 m 以上の津波が想定される「南海トラフ地震防災対策推進地域」であり、地震発生から 30 分以内で 30 cm 以上の浸水が想定される「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」にも指定されている。このほか、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」にも指定され、沼津市・下田市・伊豆市・東伊豆町・河津町・南伊豆町は「首都直下地震緊急対策区域」でもあり、大規模地震に対して備えが必要な地域である。

ウ 減災

本地域は、幹線道路が海沿いや山あいを縫って通っており、地震や津波、大雨による影響を受けやすい。雨が集中すれば、土砂崩れが起きるリスクが高まり、トンネルや橋梁が崩落すれば地形的にも復旧に時間がかかる。幹線道路のトンネルや橋などのインフラに関しては老朽化を考慮して定期的にメンテナンスが行われているが、近年は線状降水帯のように短時間に想定以上の雨が降るケースも頻発しており、効率的なインフラメンテナンスの手法の展開が期待される。また、高規格道路である伊豆縦貫自動車道については、本地域の陸路を支える存在として、早期全線開通が期待される。

2024 年の能登半島地震では土砂崩れ等による道路の破損で陸路が寸断されて孤立した地域（集落）が多数発生したことから、本地域では港湾や漁港から海路で移動や避難ができる仕組みも検討する必要性が高まっている。

災害発生時の連絡手段は、3 市 5 町の市役所・町役場に地上系防災行政無線と衛星通信ネットワークが整備されている。また、3 市 5 町の中で道路の寸断等で孤立が予想される約 70 カ所の集落にはすでに通信手段が確保されている。一方で、孤立した集落で固定電話や携帯電話が不通で、別の通信手段が求められる場合は、電源が断たれている可能性も高く、代替電源の確保対策も重要となる。

また、本地域には 1 年間に 1,000 万人近い（1 日平均 3 万人ほど）観光客が訪れている。観光客にどうやって避難場所を伝えるのかなど、帰宅困難者対策を検討し

ておく必要がある。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 振興の基本的方向

地理的条件不利性を抱え、他地域と比べ、人口減少や高齢化が急速に進んでいる本地域においては、賑わいの減少といった課題に加え、能登半島地震で見られた道路寸断による孤立集落の発生や物資輸送の困難性など、災害時における半島地域特有の課題も明らかになった。

このため、道路ネットワークの強靱化や津波対策、ドローンを活用した災害時孤立予想集落対策など、ハードとソフトの両面から、半島防災の取組を積極的に進めていく。

また、急峻な地形や小規模な市町が多いことから、新しいデジタル技術やシステムの導入により、地域特有の課題の解決を図っていくこととし、公共ライドシェア導入等による生活交通の確保、道路等の生活基盤の維持、生活環境の整備、医療・福祉体制の整備等の取組を推進する。

この地域は、首都圏からも近く、伊豆半島ジオパークをはじめとする豊富な自然環境、多様で特徴ある農林水産物、温泉や食の魅力、多くの文人・墨客に愛された歴史や文化など地域の大きな強みを活かし、構成市町の多様な魅力を尊重しながら、美しい伊豆創造センターなど多様な主体との協働、連携を強化して観光の活性化を推進し、スタートアップの企業誘致、移住定住、二地域居住の推進などにより交流人口・関係人口の拡大を図ることで、人口減少に歯止めをかけ、地方創生の実現を目指していく。

なお、計画の実施に当たっては、県、市町の総合計画や国土強靱化地域計画のほか、伊豆半島地域7市6町首長会議が策定した「伊豆半島グランドデザイン」等との整合、調和を図るとともに、地域内の市町間、または県・市町の連携を強化し、県はその有する権限、資源を効果的に活用して、市町の取組を支援していく。

計画期間は、令和7年度（2025年度）を初年度とする概ね10年間とし、本計画の基本的方向の実現に向けて、別紙の目標を目指していく。

(2) 重点とする施策

ア 交通通信ネットワークの整備

半島という地理的な制約を克服する交通通信基盤の整備が不可欠であり、基幹軸になる伊豆縦貫自動車道の整備促進と、これと連結する道路の体系的整備を推進するとともに、港湾施設の適切な管理及び防波堤等の整備・改良を推進する。また、生活交通を確保するため、バス路線の維持・確保を図るとともに、公共ライドシェ

アなど新たな運行形態の導入を推進する。

災害時を想定した人口衛星の利用や、先端的な通信技術の活用により、情報通信基盤の充実を図る。

イ 伊豆半島地域の観光活性化

地域DMO（一社）美しい伊豆創造センターが中心となり、市町、事業者と連携し、伊豆半島ジオパークなどの多彩な資源を磨き上げ、活用することで、高付加価値旅行を推進する。

また、訪日外国人など、新たな需要に対する受入環境の充実に取り組むとともに、空き家の活用や施設改修による新たな観光サービスを創出するなど、観光産業の基盤強化を図る。

ウ 移住、定住等の促進

担い手確保をはじめとする地域課題の解決等を目的として、県外の移住希望者に対し、本県の魅力的なライフスタイルの提案を行い、移住・定住を促進するとともに、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境の整備に取り組む。

エ 農林水産、商工業、その他の産業の振興

農業生産基盤整備推進と担い手の育成・確保、及び高品質でブランド力の高い農林産物の開発や生産、加工及び流通を通じた新たな価値の創造による需要の開拓を推進する。

林業においては、デジタル技術を活用し、生産性の向上を図るとともに、人材の確保、施業の集約化等を進める。

水産業においては、資源回復・増大を図るとともに、水産業者等の所得増加の取組を支援する。

オ 生活環境の整備

安全で快適な生活環境を守るため、地域の実情に応じた適切な生活排水処理施設の整備や、廃棄物の適正処理の推進、水道施設の老朽化対策による水道水の安定供給や、交通事故を防止するための交通安全施設の整備等を推進する。

カ 医療・福祉の充実

住民が住み慣れた地域で安心して質の高い保健医療サービスが受けられるよう

医療提供体制を整備するとともに、介護サービスの充実など総合的な高齢者福祉施策を推進し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境づくりや、地域の実情に応じた障害福祉施策を推進する。

キ 教育及び文化の振興

地域の将来を担う児童・生徒の良好な教育環境の整備と、地域の特色を生かした教育により、地域社会に関する興味を持ちながら、広い視野と自主性を持った若者の育成に努める。また、市町の実情に応じた社会教育等の展開により、地域を担う多様な人材を育成する。

ク 防災・減災体制の強化

本地域は能登半島と地理的・社会的条件が近いことから、南海トラフ地震が発生した際には、能登半島地震と同様の事象が発生すると想定される。

そのため、道路の着実な整備、津波対策の推進等災害の防止、国土保全対策を実施するほか、地域防災リーダーの育成など、ハード、ソフトの両面から防災・減災体制を強化する。

第2 振興計画

1 交通通信ネットワークの整備

半島地域の振興にあたっては、地域の社会経済活動を支える交通通信基盤の整備が不可欠である。また、令和6年能登半島地震では、幹線道路の寸断により、物資輸送が妨げられたほか、集落の孤立化などが大きな課題となった。

そこで、道路については、伊豆縦貫自動車道の事業化区間の整備や未事業化区間の早期事業化を促進するとともに、伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路となる県道や基幹的な市町道の整備を推進するなど、道路ネットワークの強化を図る。

港湾については、水産や観光など半島地域の産業の活性化に資する海上交通機能や物流機能の確保を図るため、港湾施設の適切な管理と予防保全型メンテナンスのほか、防波堤等の整備・改良を推進する。

また、生活交通を確保するため、バス路線の維持・確保を図るとともに、代替手段として地域の実情を踏まえた公共ライドシェアなど新たな運行形態の導入を推進する。

情報通信施設の整備については、災害時を想定した人工衛星を利用した通信設備の整備や、ドローン等先端的な情報通信技術の活用を推進する。

(1) 道路ネットワークの整備・強化

- ・ 本地域の高速交通網の向上を図るため、伊豆縦貫自動車道の事業化区間の整備や未事業化区間の早期事業化を促進するとともに、伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路となる県道河津下田線、下田松崎線、伊東修善寺線、伊東西伊豆線等の整備を推進する。
- ・ 半島循環道路である国道135号、国道136号、国道414号、県道沼津土肥線の整備及びこれらを補完する県道仁科峠宇久須線、修善寺天城湯ヶ島線、南伊豆松崎線等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。
- ・ 国道と県道のネットワークを補完し、半島地域の振興に資するとともに、防災機能強化を図るため、国道・県道との有機的な連携を図りつつ、救助・救護活動や生活支援に資する基幹的な市町道である湯ヶ岡赤川線等について、県の代行制度等を活用し整備を行う。

(2) 港湾の機能強化

- ・ 水産や観光など半島地域の産業の活性化に資する海上交通機能や物流機能の確

保を図るため、下田港、松崎港及び土肥港において港湾施設の適切な管理と予防保全型メンテナンス等を進める。

- ・ 台風等荒天時に、伊豆七島や周辺漁港から避難する船舶も安全に停泊できるよう、下田港において防波堤や係留施設の整備を進める。
- ・ 安全・安心な水産物の安定供給を図るため、漁港施設の補修を行うとともに、高潮・波浪による被害や地震津波による水産施設への影響を最小化するため、防波堤等の改良を推進する。
- ・ 防災拠点港湾及び防災港湾に位置付けられている4港湾2漁港においては、大規模災害時の海路からの支援に備えて航路泊地の浚渫を行い、水深を確保する。

(3) 生活交通の確保

- ・ 地域のニーズに応じた利用しやすく持続可能な生活交通を確保できるよう利用者、市町、交通事業者等と連携して、バス路線の維持・確保を図るとともに、代替手段として地域の実情を踏まえた公共ライドシェアなど新たな運行形態の導入を推進する。
- ・ 地域交通法に基づく地域公共交通計画の策定により、人口減少社会に対応した持続可能な地域公共交通網の確保や基幹産業である観光を支える地域公共交通の提供を図る。
- ・ 誰もが円滑に移動できるよう、ノンステップバス等の利用しやすい旅客車両の導入を促進する。
- ・ 通勤・通学者や観光客等の鉄道・バス等公共交通の利用促進のため、利便性の高いダイヤや交通結節点の機能の向上を図る。
- ・ 市町主体の自動運転実証実験を伴走支援し、公共交通への自動運転サービスの社会実装を目指す。
- ・ 鉄道の安全性の確保を図るため、設備等の更新など老朽化対策や橋りょう、高架橋の補強など耐震対策を支援する。
- ・ 信号機等の交通安全施設の計画的な老朽化対策に取り組み、持続可能な交通規制を推進する。

(4) 通信施設の整備等

- ・ 気象警報の伝達と迅速な防災情報の提供を行うため、衛星通信回線と地上無線回線の2ルート化により、通信の信頼性を確保した「静岡県デジタル防災通信システム」を適正に管理運用する。
- ・ 災害時に地上系インターネット回線が被災しても「ふじのくに防災情報共有システム」が使用できるよう、人工衛星を利用した通信設備により情報収集体制を強化する。
- ・ 過疎地域に対し、専門人材を派遣し、ドローン等革新的技術の活用を支援するこ

とで、過疎地域の活性化を進める。

- ・ 生徒の多様な学びの機会を確保するために、遠隔授業の配信機能を集中化した「遠隔授業配信センター」を開設。令和7年度は生徒の進路実現に応じた専門性の高い指導を実現させるため、物理・物理基礎の遠隔授業を実施。今後、実施科目の拡大に向けて体制を整備する。

2 伊豆半島地域の観光活性化

伊豆半島地域は、首都圏に近接する日本でも有数の観光地であり、本県の宿泊客数の約6割を占めている。本地域は、自然や食、歴史・文化、温泉等の多彩な観光資源があり、観光地として世界トップレベルのポテンシャルがある。一方で、地域の雇用を支える基幹産業である観光業において、新型コロナウイルス感染症等の影響で落ち込んだ宿泊客数の回復は遅れている。また、賀茂地区においては、若年者の転出による人口減少の進行や、急峻な地形による交通網の脆弱さなどの課題もある。

こうした課題の解決に向けて、地域DMO（一社）美しい伊豆創造センターが中心となって、「伊豆半島グランドデザイン」の実現に向けた観光地域づくりが進められている。

伊豆半島ジオパークや、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたサイクルスポーツに加え、自然景観、温泉、歴史・文化、世界農業遺産の水わさび、伊豆近海で漁獲される金目鯛など、地域の様々な魅力を活用した付加価値の高い観光サービスの創出を推進する。

また、新しい技術やアイデアを持つ事業者と連携し、伊豆ヘルスケア温泉イノベーション（ICOI）プロジェクトによる温泉旅館オフィス化の推進や、ユニバーサルツーリズム、ペットとの旅行など、新しい観光サービスの創出を促進することで、観光地域づくりの更なる推進を図っていく。

（1）観光振興の推進

- ・ ジオツーリズムを推進するため、（一社）美しい伊豆創造センターが実施する、専門職員による学術活動や地質遺産の価値を伝えるジオガイドの養成のほか、ユネスコ世界ジオパークの再認定に係る取組を支援する。
- ・ 温泉やサウナを活用したウェルネス（健康）ツーリズム、農業体験や自然体験を楽しむグリーン・ツーリズムなど、付加価値の高い体験型コンテンツの充実を図る。
- ・ 客観的なデータ分析に基づくデジタルマーケティングを進め、旅行者の嗜好に合わせた効果的な情報発信を展開し、国内外からの誘客を促進する。
- ・ インバウンドの新たな客層を取り込み、旺盛な旅行消費を通じた旅行消費額の押し上げと地域経済の活性化を図るため、高級ホテルの誘致を推進する。
- ・ 高齢者や障害のある方など、全ての人が安心して旅行を楽しめる観光地域の実現

を目指し、県、市町、観光事業者等が一体となって、ユニバーサルツーリズムを推進する。

- ・ 宿泊事業者における業務効率化や生産性向上の取組及び社員寮の整備等を支援し、宿泊業の人手不足対策に取り組む。
- ・ 宿泊施設におけるサービス・ホスピタリティの向上や経営意識の啓発を図るための研修等を実施する。
- ・ 観光施設や宿泊施設の高付加価値化や、空き家の活用、施設改修による新たなサービスの提供等の取組を支援し、観光地のリノベーションを推進する。
- ・ 半島地域を含む県内港湾等へのクルーズ船寄港に向けた誘致活動を実施するとともに、誘致活動を通じて、地域資源を生かした寄港地観光の造成を促進する。
- ・ 地域資源を保全管理する共同活動の取組拡大及び持続性向上を図るとともに、多様な主体の参画を推進していく。
- ・ 観光客等の安全確保や帰宅支援を行うため、市町や事業者との連携を促進する。
- ・ 市町や観光関係者等から成る伊豆半島景観協議会において、景観形成行動計画に基づいた施策の展開に取り組む。

(2) 自然環境の保全及び再生

- ・ 生物多様性の保全や 30by30 目標の達成に貢献する区域の保全・拡大を推進する。
(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、自然共生サイト等)
- ・ 自然とふれあう新たなライフスタイルの創出を推進する。
- ・ 地域住民や森づくり団体、緑化団体、企業等の多様な主体との連携・協働による森づくり・緑化活動を促進する。
- ・ 市町が行う海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を国助成の活用等を通じて支援する。
- ・ 環境負荷が少ない箇所への太陽光発電設備の導入など、環境や地域と調和した再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

3 移住、定住等の促進

新型コロナウイルスの影響により、人々の働き方や暮らし方に対するニーズが多様化し、首都圏から地方への人の流れが一時的に増加したが、コロナ禍を経て、東京一極集中が再加速している。人口減少の進行に伴い、経済規模の縮小、労働力不足、地域社会の担い手の減少など、様々な課題が深刻化している。

これらの課題に対応するため、本地域ならではの豊かな観光資源や地域の魅力を最大限活用し、移住・定住を促進するとともに、主な生活拠点と別の地域に生活拠点を設ける二地域居住を推進する。また、住環境の整備に取り組むとともに、空き家等の有効活用を進める。

（１）移住・定住・関係人口の拡大促進

- ・ 担い手確保をはじめとする地域課題の解決等を目的として、県外の移住希望者に対し、官民一体となって本県の魅力的なライフスタイルの提案を行い、本県への移住・定住を促進する。
- ・ 若年層等の移住による県内就職を促進するため、移住・就業支援金求人サイトを運営し、企業等の人材確保を支援する。
- ・ 関係人口情報サイト「SHIZUOKA YELL STATION」の情報発信により関係人口の拡大を推進する。
- ・ 賀茂地域を対象とした伊豆ヘルスケア温泉イノベーション（ＩＣＯＩ）プロジェクトや公共ライドシェア等との連携による広域モデルの構築及び県内市町の取組を推進する。

（２）住環境の整備による移住・定住等の促進

- ・ 水質・大気・土壌等の環境保全を図るため、関連法令に基づく環境監視等を実施する。
- ・ 都市公園等は、レクリエーションや自然とのふれあいの場、憩いの場、交流拠点として、また都市の安全性の確保の上から公的空間として役割は極めて大きいことから、都市公園、河川や海岸の水辺、市街地内の公共空地等を活用した公園、ポケットパークなどの整備を促進する。
- ・ 災害に強い良好な市街地の形成と良質な宅地の供給に向けて、都市基盤と宅地の一体的な整備を行う土地区画整理事業を促進する。
- ・ 静岡県ならではの多様なライフスタイルやライフステージを創出するため、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境の整備に取り組む。
- ・ 不動産業者等を対象とした「住宅ストック活用促進研修会」の開催を通じ、空き家の利活用を促進する。

４ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興

優良農用地の確保・保全と生産性の高い地域農業の確立を図り、特色ある農業の展開を図るため、農業生産基盤整備を計画的に実施しつつ、企業的な経営感覚を持ち地域農業を担っていく担い手を育成・確保する。また果樹・わさび・花きなどの地域特産作物の新品種の開発育成や栽培技術の改善・開発等を推進する。さらに、高品質でブランド力のある農産物づくりを進め、県産食材の消費拡大、販路拡大につなげていく。

林業では、森林資源が本格的な利用期を迎える中、デジタル技術の活用による森林の集積・集約化や森林整備を促進し、生産性の向上を図るほか、県産材の流通、加工

体制を強化、需要拡大を通じて、豊かな森林資源の循環利用を促進する。

水産業では、海洋環境の急激な変化や主要魚種の不漁が継続する中、持続可能な水産業の構築に向けて、海藻移植等による「藻場」の回復や、栽培漁業などによる有用魚種の資源増大を図るとともに、異業種連携による「海業」の取組を支援するなど、水産業者等の所得増加の取組を支援していく。

若者の県外流出など就業者の減少や高齢化が深刻化する中、新たなビジネスモデルを創出するため、スタートアップの創出・育成や、県外からの新たな企業を誘致するなど積極的に推進するとともに、産業人材の確保、育成に取り組む。

(1) 農業の振興

- ・ 区画整理工等の農業基盤整備を実施し、生産性の高い優良農地を確保し、農業経営の安定化を図る。
- ・ 中山間地域等での新たな荒廃農地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、農業の生産条件に関する不利を補正し、農業生産活動等を継続するための活動を支援する。
- ・ 企業的な経営感覚を持ち、将来、地域農業を支える担い手を育成・確保する。
- ・ 果樹・わさび・花きをはじめとした地域特産作目の振興を図るため、伊豆農業研究センターを中心に、新品種の開発育成及び栽培技術の開発・普及を進める。
- ・ 平地に比べて条件が不利な中山間地域において、生産の省力化や強化に係る取組や、生産者自ら高付加価値化や販路開拓等に挑戦する取組を支援する。
- ・ 地域の食と食文化の発信により誘客を図り、農林水産物の需要拡大と農山漁村の活性化を図る取組を支援する。
- ・ 「頂（しずおか食セレクション）」を活用し、首都圏量販店等でのフェア等の定着、商品の定番化、コンビニ等と連携した「頂」認定商品を使用した新商品開発等による認知度向上を通じて県産品のブランド力向上に取り組む。
- ・ 新たに開発された商品について、新商品セレクションへの申請を促すとともに、受賞商品のフェアやイベント出展を支援することで、販路拡大につなげていく。
- ・ 適正な個体数までニホンジカが減少するよう、引き続き管理捕獲等の捕獲を推進していく。
- ・ 野生鳥獣による農作物被害を減少させるため、国の交付金を活用し、シカやイノシシなどの有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵整備等の被害防止対策を支援する。

(2) 林業の振興

- ・ 森林資源の循環利用を進めるため、ICT等を活用した森林の集積・集約化や森林整備を促進する。
- ・ 森林の若返りを図るため、主伐・再造林を促進する。
- ・ 森林の適切な管理のため、基幹的な林道である青野八木山線の開設など、林道網

の整備を進める。

- ・ 県産材の流通、加工体制の強化を図るため、地域の製材工場のネットワークの取組を支援する。
- ・ 森林技術者の確保、育成及び林業経営体の経営力の強化を支援する。
- ・ しいたけの生産拡大を図るため、生産基盤の整備や担い手の確保・育成、販路開拓を促進する。
- ・ 6次産業化を促進するため、森林所有者や企業等の交流や体験の場をつくる取組等を進める。
- ・ 県産材製品の利用拡大に向け、非住宅分野の建築物で利用できる県産材製品の研究・開発を進める。

（３）水産業の振興

- ・ 荒廃した漁場環境の回復に向け、海藻移植等の取組を推進する。
- ・ 漁業の振興を図るため、種苗生産施設の充実により、栽培漁業などによる有用魚種の資源増大を図るとともに、広域的な魚種の栽培漁業については、国や公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会と連携し推進する。
- ・ 水産業者等の所得増加の取組を支援するため、異業種連携を拡大するとともに、優良事例の横展開を図る。（イノベーション創出事業）。
- ・ 漁協と事業者のマッチング支援や異業種連携等により、漁協を中心とした協業体が行う「海業」の取組を支援する。

（４）地域資源等の活用による産業振興等

- ・ 中山間地域総合整備事業により農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に整備し、生産性向上と農山村地域の活性化を図る。
- ・ Shizuoka スポーツ・オープン・イノベーション・プラットフォーム（静岡 SOIP）による、ビーチ・マリンスポーツやサイクルスポーツ等のスポーツ資源を活用した県内産業とスポーツ分野の共創事業の取組を支援する。
- ・ 温泉と地域資源等を組み合わせた伊豆地域に適したヘルスケア産業の創出を推進する。
- ・ 温泉旅館の空きスペースをオフィス化し、伊豆地域へのスタートアップの誘致を進める。

（５）雇用機会の拡充、職業能力の開発、その他の就業の促進

- ・ 雇用機会の確保のため、「しずおかジョブステーション」の相談員が市町等からの依頼により出張相談に対応するとともに、高校からの依頼により面接指導を行う。

- ・ 地域産業の担い手育成のため、求職者や業界からのニーズや地域の実情に応じた職業訓練を実施する。

5 生活環境の整備

本地域は、特色ある自然景観、温泉、歴史・文化、豊かな食材等の地域資源の魅力を有している一方で、山地が海岸線まで迫り、傾斜地も多い地形的特徴を有している。

しかしながら、他地域と産業構造や生活環境が異なっても、安全で快適な生活環境を守るため、水道施設の老朽化対策による水道水の安定供給や、生活排水処理施設のほか、交通事故を防止するための交通安全施設の整備等を推進する。

(1) 生活排水・廃棄物処理・水道施設の整備

- ・ 公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、静岡県生活排水処理長期計画に基づき下水道のほか集落排水施設や合併処理浄化槽など地域の実情に応じた効果的で適正な手法により、生活排水処理施設の整備を推進する。
- ・ 廃棄物の適正処理を徹底するため、今後も処理業者や排出事業者に対し立入検査を行うとともに、研修を実施していく。
- ・ 水道水の安定供給の確保を図るため、水道施設の老朽化対策や耐震化整備を計画的に実施する。

(2) 水資源の開発及び利用

- ・ 水資源の安定供給など保安林の機能を維持するため、上流部の水源かん養保安林の整備等を図る。
- ・ 森林の土砂流出防止や水源涵養機能を高め、災害を未然に防止するため、間伐等の適切な森林整備及び管理を促進するとともに、崩壊地等を森林へ復元させるための植林や荒廃森林の整備、復旧など総合的な治山事業を推進する。

(3) 安全に暮らせる地域づくり

- ・ 高齢者事故や新たなモビリティへの対応など、交通課題が多様化する一方、伊豆地域も含めた県内市町交通安全担当の設置及び施策実施状況に地域差が生じていることから、市町、国、関係機関・団体等と協働しながら、広報啓発活動や交通安全教育等の取組を進めていく。
- ・ 交通事故を防止するための交通安全施設の整備を推進するとともに、思いやりの心を醸成する交通安全教育の実施。
- ・ 地域安全活動を自主的に行う地域住民と連携し、犯罪の未然防止等の取組を推進する。

6 医療・福祉の充実

超高齢社会の到来に伴い疾病構造が変化している。また、医療の高度化・専門化が進展している。このように医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、住民が住み慣れた地域で安心して質の高い保健医療サービスが受けられるよう、大学と連携した医師偏在対策を強化する。同時に、無医地区等への巡回診療やへき地診療所への代診医派遣等を支援するとともに、医療需要や疾病構造の変化に対応した医療機能の分化・連携や、再編・集約化について、地域医療構想調整会議等で協議を行っていく。

また、地域の医師会や医療機関の協力により初期、2次救急医療を確保するとともに、ドクターヘリの活用等により救急医療体制を充実・強化する。

さらに、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けることができるように、介護サービスの充実など総合的な高齢者福祉施策を推進するとともに、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりや、地域の実情に応じた障害福祉施策を推進する。

加えて、妊婦の移動支援、医療機関間や市町間の連携などの体制を整備し、出産環境の確保を図る。

(1) 医療の確保等

- ・ 超高齢社会における医療提供体制を構築する地域医療構想を推進する。
- ・ 無医地区の医療及び特定の診療科に関わる医療を確保するため、へき地拠点病院による無医地区等への巡回診療、へき地診療所への代診医派遣等を支援する。
- ・ 広域的な医療機関間の連携を強化する。
- ・ 妊婦の分娩や健診時の移動に要する交通費や宿泊費を支援する。
- ・ ドクターヘリを活用した重症度・緊急度に応じた救急医療を提供する。
- ・ 大学等と連携し、医師が不足する地域における医師偏在対策を強化する。
- ・ 医師が勤務しやすい環境づくりのため、医師の時間外労働上限規制への対応を推進する。
- ・ 専任医師による医学修学研修資金利用者へのきめ細やかな面談、キャリア形成支援を実施し、医師の確保に努める。
- ・ 薬剤師（特に病院薬剤師）の県内就職と薬学部進学者増加への支援をし、薬剤師確保に努める。
- ・ 様々な主体が医療情報を共有する医療DXに精通した人材の養成による医療サービスの効率化と質の向上を進める。
- ・ 医療の継続的な提供を図るため、診療所の承継・開業を支援し、地域の医療提供体制の確保に努める。

(2) 介護サービス及び障害福祉サービスの確保

- ・ 介護サービスを充実し、利用を促進する。
- ・ 外国人介護人材の受入・定着に取り組む介護事業所を支援する。
- ・ 高校等と連携し、若者が介護の仕事を正しく理解できるよう啓発を行う。
- ・ ICT機器等の導入や業務改善等に取り組む介護事業所を支援する。
- ・ 「わかふじスポーツ大会」など、障害のある人がスポーツに親しむ機会を提供する。
- ・ 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供を推進する。
- ・ 手話通訳者等の障害のある人の意思疎通を支援する人材を養成する。
- ・ 障害のある人の文化芸術活動を支援する。
- ・ 重度の障害のある人の地域生活を支援するための環境整備を推進する。
- ・ 企業との連携や農業分野の職域開拓などによる障害の特性に応じた仕事の創出を推進する。
- ・ 看護職、福祉・介護職等の専門性の高い人材や、専門職の支援をコーディネートできる人材の養成・活用を推進する。
- ・ 医療的ケア児等支援センターによる相談体制の整備・人材養成・関係機関の連携等を推進する。
- ・ 発達障害者支援センターによる相談支援や、専門性の高い人材の養成、就労定着に向けた支援・啓発を行う。

(3) 高齢者及び児童の福祉の増進

- ・ 地域包括支援センターと関係機関等の連携強化を推進する。
- ・ 市町の地域包括ケアシステムの深化・充実を支援する。
- ・ 地域リハビリテーションの提供体制を整備する。
- ・ 訪問診療を必要とする人が受けられる環境を整備する。
- ・ 認知症に関する理解と認知症バリアフリーの取組を促進し、認知症の人の視点に立った認知症施策を推進する。
- ・ 仕事と子育ての両立を支援する企業を増やすため、県内中小企業における「くるみん」認証の取得を支援する。
- ・ 保育人材確保のため、研修実施による保育士の職場定着や保育の質の向上を促進するとともに、指定保育士養成施設の入学増を図る。
- ・ 地域における児童健全育成活動の拠点となる放課後児童クラブの運営体制充実のため、従事する人材の確保を推進する。
- ・ 子育て世帯に対して多機関が連携した支援体制や地域での養育相談支援体制の整備を進める。
- ・ 社会的養護下で生活するこどもの里親委託の推進及び里親等委託後の里親支援体制の整備を進める。

- ・ ヤングケアラー支援のため、ヤングケアラーを早期に把握し支援に繋げる人材の育成や、教育関係者向けの支援研修実施、市町における支援体制の構築を推進する。
- ・ こどもが一人でも安心して過ごし、無料または低額で利用できる地域の居場所であるこどもの居場所づくりを推進する。

7 教育及び文化の振興

地域の将来を担う児童・生徒の個性に応じた学習が可能となる教育環境の整備を図り、地域の特色を生かした教育を進めるとともに、一人ひとりが持つ能力を伸ばし、自ら課題を的確に捉え、他者との協働による課題解決を通じて、学びに向かう力・人間性を育むことが重要である。

このため、賀茂地域における指導主事の共同設置等により、賀茂地域の教育の質の向上に取り組む。

高校においては、伊豆半島ジオパーク等、学校周辺地域の特色を活かした学習活動を推進し、地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するとともに、県内大学等と連携し、出張講座やフィールドワークなどの取組を支援し、地域における学びの充実を図っていく。

伊豆の歴史、文学など地域性を活かしたイベントを開催するなど、伊豆の歴史、文化、自然とふれあう機会を創出する。

また、地域における世代間の交流や地域コミュニティの強化を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成等により地域スポーツ活動を支援する。

(1) 教育の振興

- ・ 社会科の授業や、地域の特色ある職業について学ぶ職場見学、職場体験学習等を通じた地域学習・キャリア教育の充実に向け、教員研修等において先進的な取組を紹介する等、市町教育委員会や学校の支援を行う。
- ・ 高校においては、地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、伊豆半島ジオパーク等、学校周辺地域の特色を活かした学習活動を推進する。
- ・ 賀茂地域の関係6市町における指導主事の共同配置により、賀茂地域の教育の質の向上に取り組む。
- ・ 静岡県立大学、静岡文化芸術大学及びふじのくに地域・大学コンソーシアムが地域と連携して行う出張講座、フィールドワークなどの取組を支援し、地域における学びの拡充を図る。
- ・ ネットリテラシーを向上するための情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 学校運営協議会を活用して、水産業や観光業、林業等の地域に根ざした職業における職場見学や職場体験が実施されるよう、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する協議会等において、事例紹介や働きかけ等を行う。

- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働したコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進を図る。
- ・ 地域の生涯学習の拠点となる公民館・生涯学習施設等の活動の振興を図る。
- ・ 自然とのふれあいを促進する自然観察会等を積極的に開催する。

(2) 文化・スポーツの振興

- ・ 川端康成や井上靖など文豪の作品の舞台となった「文学の地」の魅力を高めるため、伊豆地域を中心に県内の自然や歴史などを題材とした文章作品を表彰する「伊豆文学賞」を開催する。
- ・ 仏像彫刻を始めとする文化財の3次元データ取得促進と県文化財ポータルサイト「レガシズ」での公開による、文化財の新たな鑑賞機会を提供する。
- ・ 地域における世代間の交流や地域コミュニティの強化を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成等により地域スポーツ活動を支援する。
- ・ e-bike 利用環境を維持しながら引き続き利用を促し、誰もが自転車を楽しめる持続的な環境づくりを推進する。
- ・ オリンピックレガシーである自転車競技施設や美しい海岸線等の地域資源を生かし、自転車競技やビーチ・マリンスポーツを始めとするスポーツ大会、合宿誘致における取組をスポーツコミッション Shizuoka において協力、支援していく。

8 防災・減災体制の強化

令和6年能登半島地震では、幹線道路の寸断により、早期の安否確認や救助活動、物資輸送が妨げられたほか、集落の孤立化や避難生活の長期化、大規模な延焼火災などが大きな課題となった。能登半島と地理的な制約や、過疎地域であり高齢化率が高いという社会的条件が類似する伊豆半島においても、南海トラフ地震等が発生した際には同様の事象が発生するものと考えられる。

また、本地域は山地が直接海に接する急峻な地形と入江が連なる平地に人家が集中し集落が形成され、傾斜地も多い地形的特徴を有するため、地震による津波のほか、高潮や台風・大雨等の風水害に脆弱である。

このため、伊豆縦貫自動車道やアクセス道路の着実な整備、緊急輸送路等における橋梁耐震化や法面对策、津波対策等の着実な推進など、災害の防止、国土の保全対策を実施するほか、孤立予想集落対策や地域防災リーダーの育成など、ハード、ソフトの両面から、防災・減災体制を強化する。

(1) 地震・津波・火山防災対策

- ・ 県の新たな地震被害想定の方針や関係計画の見直しを行い、地域特性に応じた対応を推進する。

- ・ 本地域は、観光が主要産業であることから、津波避難施設等の整備に併せて、観光客を含めた地域の避難対策の充実強化を図る。
- ・ 災害時の道路施設の被害の未然防止を図るため、緊急輸送路等における橋梁耐震化や法面对策等を推進する。
- ・ 災害時の早急な救援ルートの確保のため道路啓開計画を策定する。
- ・ 地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの県民の命を守り、助かった命をつなぐため、住宅・建築物の耐震化・減災化を促進する。
- ・ 地震後に緊急車両等の通行を確保するため、緊急輸送ルート等の防災上重要な道路の沿道建築物の耐震化を促進する。
- ・ 沿岸部では、山地が直接海に接する急峻な地形と入江が連なる限られた平地に人家が集中し、集落が形成されていることから、高潮や津波等による災害を防止するため、堤防や胸壁などの海岸保全施設の新設及び嵩上げ、河口部における津波水門等の整備や施設の耐震化を推進する。
- ・ 能登半島地震を踏まえ、道路の寸断等における海路からの緊急物資輸送に備え事業継続計画（港湾 BCP）の見直しを進める。
- ・ 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響がある土地改良施設（ため池等）について、施設管理者と調整のうえ防災工事（地震・豪雨・劣化対策）を実施する。
- ・ 災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査の進捗を図るため、現地作業を縮減できる三次元点群データを活用した航測法を導入するなど効率的な地籍調査を促進していく。
- ・ 地域の消防力を高めるため、国補助金の活用等の働きかけにより、消火栓、防火水槽などの消防水利の設置を推進していく。
- ・ 避難所等の防災上の重要施設に接続する水道・下水道施設の耐震化を最優先に進めるため、上下水道耐震化計画に基づき水道・下水道施設の耐震化を推進していく。
- ・ 能登半島地震における課題感を踏まえ、大規模災害時における半島地域での飲料水等の確保手法について検討する。
- ・ 被災した場合の経済的な備えとして、地震保険等の普及を促進する。

（２）風水害・土砂災害対策

- ・ 山地に起因する災害を防止するため、治山施設や森林の整備を推進する。
- ・ 本地域は、主に火山噴火物より成る崩れやすい地質で形成されており、土砂災害を防止するため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等を推進する。
- ・ 山間地の急斜面から平地部に流れ込む洪水に対する安全を確保するため、ハード・ソフト対策を総合的かつ多層的に実施する「流域治水」の取組を推進する。

(3) 地域の防災力の強化

- ・ 津波による災害や、集落の孤立化等が懸念される伊豆半島の特性を踏まえ、防災訓練を通じて地域防災力の強化を図る。
- ・ 能登半島地震の教訓を踏まえ、地域局や市町と連携し孤立予想集落の実態を台帳化し市町や応援部隊と共有することで、孤立集落対策を強化する。
- ・ 地域防災力の強化を図るため、様々な講座や研修等を通じて、地域に根ざした地域防災リーダーの育成に努める。
- ・ 一人ひとりの避難行動を事前に定める「わたしの避難計画」の作成や食料の備蓄等の自助の取組のほか、半島地域の自然条件や地理的条件、生活環境、防災対策上の課題に応じた共助の取組を促進する。
- ・ 災害時の応援・受援用としてドローン、トイレカー、シャワーシステム及び手洗いスタンドを活用し、災害発生時の被災者支援体制を強化する。
- ・ 消防の広域化の推進に向けて、各市町における機運醸成が不足していることから、県内消防本部の検討状況等について情報収集を行い、機運醸成に向けた支援に取り組んでいく。
- ・ 地域防災の中核的役割を担う消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、消防団応援条例の周知・広報に取り組み、消防団協力事業所の認定件数の増加につなげていく。
- ・ 半島内の広域にわたる防災課題について、協議し、相互に連携・協働して取組み、大規模な災害に対し、広域的対応を図る。
- ・ 市町社会福祉協議会等と連携し、平時からボランティア活動や災害時における災害ボランティア活動の受入れ及び調整を行う体制などの推進を図る。

9 その他指定半島地域の振興に関する事項

(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

- ・ 感染症予防計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく関係機関との連携による感染症危機管理体制の構築や、対策本部運営訓練の実施、体制の検証・改善を進める。
- ・ 感染症指定医療機関の追加指定や医療機関間の役割分担等感染症指定医療機関の強化・充実を図る。
- ・ 既知の感染症の流行状況や予防策の周知啓発、受診勧奨や服薬支援の徹底による感染症患者の支援を行う。

（２）生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

- ・ 地域住民の消費生活に関する相談等にきめ細かく対応するため、消費生活センターを賀茂地域の関係 6 市町及び県が共同で運営する。
- ・ 将来にわたって誰しもが安心して豊かに暮らすことができる社会を実現するため、地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくりと居住空間の充実を図る。

第3 半島振興計画の達成状況の評価

国は、改正法の施行後5年を経過した場合において、改正法による改正後の法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行うこととしている。このため、県では、本計画の策定後5年経過を目処に計画の進捗状況や当該計画に基づく取組の評価を行うものとする。

伊豆中南部地域半島振興計画 目標一覧

別紙

番号	半島振興計画上の項目	指標の名称	指標の説明	現状値		目標値		国土強靱化 (K P 1)	備考
				年次	現状値	年次	目標値		
1	全体	観光レクリエーション客数 (半島)	観光施設、スポーツレクリエーション施設、行祭事及びイベント等への入場者・参加者数	R6	663万人	R16	720万人		沼津市（旧戸田村地域）を除く2市5町の合計値。
2	全体	半島振興に資する道路の整備 (半島)	○伊豆縦貫自動車道アクセス ・県道河津下田線の整備延長 ○半島循環道路 ・国道136号古佐美拡幅、国道136号二條拡幅、国道136号雲見拡幅、国道414号湯ヶ島Ⅱ拡幅、県道沼津土肥線の整備延長 ○基幹市町道 ・東伊豆町道湯ヶ岡赤川線第7工区の整備延長	R6	0.9km	R16	5.5km		
3	2伊豆地域の観光活性化	県内旅行消費額 (県全域)	県内での旅行中または旅行のために消費した支出額の合計	R6	8,627億円	R10	11,000億円		令和12年度以降の指標は、令和11年度中に改定予定の「静岡県観光基本計画」の指標に準じて設定する。
4	2伊豆地域の観光活性化	再生可能エネルギー導入量 (県全域)	県内の再生可能エネルギー発電の導入量	R4	60.5万k1	R12	73.7万k1		令和11年度以降の指標は、令和10年度中に改定予定の「静岡県エネルギー戦略」の指標に準じて設定する。
5	2伊豆地域の観光活性化	県内延べ宿泊者数 (県全域)	各日の県内全宿泊者数を足し合わせた人数	R6	2,300万人泊	R10	2,700万人泊		令和11年度以降の指標は、令和10年度中に改定予定の「静岡県観光基本計画」の指標に準じて設定する。
6	3移住、定住等の促進	移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数 (県全域)	「静岡県移住相談センター」や県内市町の窓口等、又は県・市町で実施する事業を利用して県外から県内市町へ移住した人数	R3-R6 (累計)	10,343人	R7-R10 (累計)	12,000人		
7	8防災・減災体制の強化	住宅の耐震化率 (県全域)	居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合	R5年	92.8%	R12年度	耐震性が不十分なものを おおむね解消		令和13年度以降の指標は、令和12年度中に改定予定の「静岡県耐震改修促進計画」の指標に準じて設定する。
8	8防災・減災体制の強化	県管理橋梁の耐震対策 (半島)	重要路線等にある橋梁の耐震化率	R6	90%	R14	100%	○	令和14年度以降の指標は、新たな地震被害想定策定後に見直す予定である「アクションプログラム」の指標に準じて設定する。
9	8防災・減災体制の強化	緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設の整備 (半島)	4次被害想定のある山・がけ崩れ崩壊危険度ランクAを含む地区または過去10年間に土砂災害が発生した地区内の緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設の整備率	R6	5箇所	R8	7箇所	○	令和9年度以降の指標は、新たな地震被害想定策定後に見直す予定である「アクションプログラム」の指標に準じて設定する。
10	8防災・減災体制の強化	緊急輸送路の要対策箇所の整備 (半島)	緊急輸送路（県管理道路）上の事前通行規制区間内にある要対策箇所（バイパス整備予定箇所を除く）の整備率	R6	87%	R14	100%	○	令和14年度以降の指標は、新たな地震被害想定策定後に見直す予定である「アクションプログラム」の指標に準じて設定する。
11	8防災・減災体制の強化	県民の備蓄の促進（食料） (県全域)	県民の1週間以上の必要な食料の確保率	R4	40%	R14	100%	○	
12	8防災・減災体制の強化	県民の備蓄の促進（飲料水） (県全域)	県民の1週間以上の必要な飲料水の確保率	R4	40%	R14	100%	○	
13	8防災・減災体制の強化	市町の緊急物資備蓄の促進（非常食を持ち出せなかった避難者の食料） (県全域)	市町が計画した緊急物資の備蓄目標数量（非常食を持ち出せなかった避難者の食料数約580万食）に対する達成率	R4	100%	R14	100%	○	
14	8防災・減災体制の強化	津波避難訓練の充実強化（市町） (県全域)	沿岸21市町の津波避難訓練の実施率	R4	100%	R14	100%	○	
15	8防災・減災体制の強化	津波避難訓練の充実強化（自主防災組織） (県全域)	津波浸水区域内にある自主防災組織の津波避難訓練の実施率	R4	90%	R14	100%	○	
16	8防災・減災体制の強化	津波避難空白地域の解消 (県全域)	津波避難施設の確保等による要避難者カバー率	R4	98.1%	R14	100%	○	

※「国土強靱化」欄に○のある指標は、半島防災・国土強靱化に関連する指標である。

伊豆中南部地域半島振興計画

編集・発行 静岡県総務部地域振興課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL : 054-221-2054